# 川越市立学校　防災タイムライン　（地震災害 編　開庁時）

| 状況 | 市民への情報 | 川越市の対応 | 避難所運営班の動き（市職員） | 市教委の動き | 学校の動き | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 地震発生<br><br>震度５強以下で<br>被災状況に応じて開設<br><br>震度６弱以上で<br>全ての指定避難所を開設<br><br>３０分 | 避難所開設情報 | ○地震災害情報の収集<br>○職員参集メール及び所属長への電話連絡により避難所運営班を本部に参集<br>（震度６弱以上の場合は自主参集）<br><br>≪本市震度４≫<br>【監視体制】<br><br>≪本市震度５弱≫（東北地方太平洋沖地震相当）<br>【警戒体制】警戒対策本部設置<br>○警戒対策本部会議随時開催<br>○被害状況の調査<br><br>≪本市震度５強≫<br>【非常体制第１配備】災害対策本部設置<br>○災害対策本部会議随時開催<br>○応急対策活動<br>○必要に応じた避難所の開設決定<br><br>≪本市震度６弱以上≫（首都直下型地震相当）<br>【非常体制第２配備】川越市全職員従事<br>○災害対策本部会議随時開催<br>○救助その他の応急活動<br>○全ての避難所の開設決定 | ○避難所運営班は職場待機<br><br>○避難所開設の決定を受けて、直接、担当する避難所へ移動（Ｒ３変更点）<br><br>【避難所へ移動】<br>○避難所開設<br>※避難所運営班の到着までの時間は学校によって異なる | ○情報収集<br>現在の状況について防災危機管理室と連絡をとり，必要に応じて校長へ連絡・指示をする． | 【発災後、３０分間で学校がやるべきこと】　→　各校で記入<br>例）小学校<br>本部：職員室<br>○授業者以外は職員室へ参集（校長、教頭、空き教員、養護教諭、事務職員、用務員等）<br>○授業者は児童の安否を確認<br><br>校長：フリー（職員室）※校舎見取り図を用意<br>養護教諭：フリー（救急箱、AED等の準備）<br>教頭：調整役（職員室　内と外の調整役　トランシーバー持参）<br>空き教員①：避難所の安全確認　→　外対応（避難民対応　裏門へ）<br>→　臨機応変に引き渡しに来た保護者対応<br>空き教員②：正門、裏門に案内カードを設置<br>（例：保護者は校舎<br>→　外対応（正門<br>※上記、外対応の教員はトラン<br>ハンディメガホンも持参（例<br>※発災から３０分間は、保護者<br>用務員：外対応補助（避難民が来たら体育館へ誘導）<br>※避難民は体育館に誘導するのみ　避難者カード等の配布は後で（避難所運営班の到着後）<br>事務職員２人：電話対応<br>空き教員②③：校舎内確認（１F２Fのみ　ガラスの破片等、通路の確認）<br>→　確認後、校長へ報告（校長は図面へ通路の確認を）<br>授業者：児童の安否を確認し、１組授業者へ報告<br>→　１組授業者は、校長へ報告（インターホンで職員室へ）<br>授業者１～３年：各教室にて児童対応<br>授業者４～６年：児童の安否確認後、担当が校舎内各フロアの安全確認<br>（担当：各学年から１名　授業者が抜ける学級は隣の授業者が見る）<br>→　各フロアの安全確認後、校長へ報告（インターホンで職員室へ）<br>→　校長は校舎見取り図で使える通路を確認し、全職員へ指示<br>【ここまでで３０分】<br>教頭：引き渡し開始メールを保護者へ通知<br>担任：各教室にて引き渡しに来た保護者対応<br>※保護者の出入りは中央昇降口及び東昇降口のみ　土足可<br>空き教員①②各昇降口にて保護者へ声掛け<br><br>各校にて記入 | 【震度の目安】<br>≪本市震度４≫<br>ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。<br>眠っている人のほとんどが、目を覚ます。<br>電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。<br>座りの悪い置物が、倒れることがある。<br>電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。<br><br>≪本市震度５弱≫（東北地方太平洋沖地震相当）<br>大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。<br>電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。<br>まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。<br><br>≪本市震度５強≫<br>大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。<br>棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。<br>窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。<br><br>≪本市震度６弱以上≫（首都直下型地震相当）<br>（震度６弱）<br>立っていることが困難になる。<br>固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。<br>壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。<br>（震度６強）<br>立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。<br>固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。<br>壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 |
| | | | 避難者受け入れ開始 | | 避難者受け入れ開始 | 【避難所開設・運営の在り方】<br>○避難所運営班が先導し，避難所開設・運営を行う． |
| | | | 関係部署と学校で、別紙にて定める | | | 【避難所を開設しない学校の対応等】<br>○避難所を開設していない状況で，住民が避難してきた場合は，川越市役所の代表番号へ電話し，その後の対応の指示を仰ぐ．<br>（川越市役所　代表番号：224－8811）<br>○臨機応変に対応し，場合によっては避難者を受け入れることも考えられる．<br>○学校への常駐解除については，川越市防災危機管理室から指示があった際に，川越市教育委員会より校長へ連絡する． |
| | 避難所閉鎖情報 | 避難所閉鎖の決定 | | 避難所閉鎖について<br>校長へ連絡・指示 | | |
| | | | 避難所を閉鎖 | | 避難所を閉鎖 | 【避難所閉鎖判断基準】<br>○避難者がゼロの場合，もしくは，避難情報が解除されて避難者がゼロになった場合 |
| | | | 【避難所閉鎖に伴う活動の例】<br>○施設の原状回復<br>○備品の返却<br>○施設の清掃・消毒<br>○学校管理者の確認を受ける　等 | | 状況に応じて，避難所運営班の活動を支援する．<br>校長は，原状回復等の確認をする． | ○学校再開のタイミングは状況による，市教委との相談，通学路の安全，安否の確認等を踏まえて判断していく． |

【アドバイザー】慶應義塾大学　環境情報学部　准教授　大木聖子氏